

旭川公共職業安定所発表  
令和5年1月13日(金)

担	旭川公共職業安定所
当	所長 杉本 真一 統括職業指導官 熊谷 圭 電話 0166 (51) 0176 (内線31#)

## 令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

旭川公共職業安定所(所長 杉本 真一)では、このたび、令和4年「高年齢者雇用状況等報告」(令和4年6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

[管内(2市12町1村):旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・幌加内町・富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村]

### I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は100.0%(対前年0.3ポイント増加)
- ② 65歳定年企業は30.5%(対前年2.8ポイント増加)

### II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 70歳までの就業確保措置のある企業は36.6%(対前年2.6ポイント増加)
- ② 66歳以上働ける制度のある企業は48.5%(対前年3.5ポイント増加)
- ③ 70歳以上働ける制度のある企業は46.4%(対前年2.4ポイント増加)
- ④ 定年制廃止企業は3.9%(対前年1.0ポイント減少)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」(高年齢者雇用確保措置)のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」(高年齢者就業確保措置)という雇用以外の措置のいずれかを講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業763社から報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和4年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、これらの措

置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。  
なお、集計結果の主なポイントは次ページをご参照ください。

## **1 管内における高年齢者雇用確保措置の実施状況**

### (1) 全体の状況 <表 1 >

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は100.0%(0.3ポイント増加)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0%(0.3ポイント減少)となっている。

### (2) 雇用確保措置の内訳 <表 2 >

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は3.9%(1.0ポイント減少)となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は35.3%(2.6ポイント増加)となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は60.8%(1.6ポイント減少)となっている。

### (3) 継続雇用確保措置のある企業の状況 <表 3 >

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は87.1%(2.8ポイント増加)となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は12.9%(2.8ポイント減少)となっている。

## **2 65歳定年企業の状況**

定年を65歳とする企業の割合は30.5%(2.8ポイント増加)となっている。<表 4 >

## **3 管内における就業確保措置の実施状況**

就業確保措置の実施済企業の割合は36.6%(2.6ポイント増加)となっている。

<表 5 >

## **4 66歳以上働ける制度のある企業の状況**

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の割合は48.5%(3.5ポイント増加)となっている。

<表 6 >

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の割合は46.4%(2.4ポイント増加)となっている。

<表 7 >

## **5 定年制廃止企業等の状況**

定年制の廃止企業の割合は3.9%(1.0ポイント減少)となっている。<表 4 >

# 高齢者雇用確保措置の実施状況等

旭川

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	763	0	763
	(753)	(2)	(755)
	100.0%	0.0%	100.0%
	(99.7%)	(0.3%)	(100.0%)
31人以上	534	0	534
	(535)	(0)	(535)
	100.0%	0.0%	100.0%
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

(参考:北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	9,266	8	9,274
	(9,083)	(45)	(9,128)
	99.9%	0.1%	100.0%
	(99.5%)	(0.5%)	(100.0%)
31人以上	6,854	2	6,856
	(6,844)	(12)	(6,856)
	99.9%	0.1%	100.0%
	(99.8%)	(0.2%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているが、実数が1以上の割合が0.0%にならないよう端数処理を行っている。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数	30	269	464	763
	(37)	(246)	(470)	(753)
	3.9%	35.3%	60.8%	100.0%
	(4.9%)	(32.7%)	(62.4%)	(100.0%)
31人以上	14	183	337	534
	(20)	(169)	(346)	(535)
	2.6%	34.3%	63.1%	100.0%
	(3.7%)	(31.6%)	(64.7%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度	合計(①+②)
企業数	404	60	464
	(396)	(74)	(470)
	87.1%	12.9%	100.0%
	(84.3%)	(15.7%)	(100.0%)
31人以上	280	57	337
	(278)	(68)	(346)
	83.1%	16.9%	100.0%
	(80.3%)	(19.7%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②65歳以上定年			合計(①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66~69歳	70歳以上		
企業数	30	233	13	23	299	763
	(37)	(209)	(13)	(24)	(283)	(755)
	3.9%	30.5%	1.7%	3.0%	39.2%	100.0%
	(4.9%)	(27.7%)	(1.7%)	(3.2%)	(37.5%)	(100.0%)
31人以上	14	157	11	15	197	534
	(20)	(145)	(8)	(16)	(189)	(535)
	2.6%	29.4%	2.1%	2.8%	36.9%	100.0%
	(3.7%)	(27.1%)	(1.5%)	(3.0%)	(35.3%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※②「65歳以上定年」は表2の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計④ (①~③)
	定年廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
企業数	279	30	23	226	0	17	467	763
	(257)	(37)	(24)	(196)	(0)	(12)	(486)	(755)
	36.6%	3.9%	3.0%	29.6%	0.0%	2.2%	61.2%	100.0%
	(34.0%)	(4.9%)	(3.2%)	(26.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(64.4%)	(100.0%)
31人以上	184	14	15	155	0	13	337	534
	(167)	(20)	(16)	(131)	(0)	(8)	(360)	(535)
	34.5%	2.6%	2.8%	29.0%	0.0%	2.4%	63.1%	100.0%
	(31.2%)	(3.7%)	(3.0%)	(24.5%)	(0.0%)	(1.5%)	(67.3%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引き上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢が70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②66歳以上定年	③希望者全員66歳以上継続雇用	④基準該当者66歳以上継続雇用	⑤その他66歳以上まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
	企業数	30	36	132	98	74	198	296	370
(37)		(37)	(115)	(80)	(71)	(189)	(269)	(340)	(755)
3.9%		4.7%	17.3%	12.8%	9.7%	26.0%	38.8%	48.5%	100.0%
	(4.9%)	(4.9%)	(15.2%)	(10.6%)	(9.4%)	(25.0%)	(35.6%)	(45.0%)	(100.0%)
31人以上	14	26	88	69	53	128	197	250	534
	(20)	(24)	(77)	(54)	(55)	(121)	(175)	(230)	(535)
	2.6%	4.9%	16.5%	12.9%	9.9%	24.0%	36.9%	46.8%	100.0%
	(3.7%)	(4.5%)	(14.4%)	(10.1%)	(10.3%)	(22.6%)	(32.7%)	(43.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②70歳以上定年	③希望者全員70歳以上継続雇用	④基準該当者70歳以上継続雇用	⑤その他70歳以上まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
	企業数	30	23	131	95	75	184	279	354
(37)		(24)	(115)	(81)	(75)	(176)	(257)	(332)	(755)
3.9%		3.0%	17.2%	12.5%	9.8%	24.1%	36.6%	46.4%	100.0%
	(4.9%)	(3.2%)	(15.2%)	(10.7%)	(9.9%)	(23.3%)	(34.0%)	(44.0%)	(100.0%)
31人以上	14	15	87	68	52	116	184	236	534
	(20)	(16)	(76)	(55)	(56)	(112)	(167)	(223)	(535)
	2.6%	2.8%	16.3%	12.7%	9.7%	21.7%	34.5%	44.2%	100.0%
	(3.7%)	(3.0%)	(14.2%)	(10.3%)	(10.5%)	(20.9%)	(31.2%)	(41.7%)	(100.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しませんのでご注意ください